

1号様式

記録者 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂

議会運営委員会記録

招集年月日	令和2年5月28日(木)
招集の場所	議員控室
開会	午後12時57分
出席者	委員長 村松 秀雄 副委員長 平吹 俊雄 委員 吉田 眞悦 委員 鈴木 宏通 委員 福田 淑子 委員 千葉 一男 委員外議員 我妻 薫 議長 大橋 昭太郎
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	事務局長 佐藤 俊幸 事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂
協議事項	例規等の改正について
その他	なし
閉会	午後1時06分

2号様式 協議の経過

	開会 午後12時57分
村松委員長	<p>それでは、時間早めでございますが全員出席でございますので、これから議会運営委員会を開会させていただきます。</p> <p>コロナ騒ぎも一段落した形ですけれども、第二波これについて皆さんにも町民の方にも気を付けていただきたいと思います。幸い美里町は2件ほど出ましたけれども、死亡者の方も残念ながら発生いたしましたけれども、その後町内、県下ともに静かに過ごしているのかなと思っております。マスク付きの会議がいつ解除になるかわかりませんので、そのへん御健康のほうに御留意させていただきたいと思います。では早速、開かせていただきます。</p> <p>当委員会には全員出席ですので委員会は成立しております。</p> <p>まずは委員会規則第27条の規定により委員外議員として副議長の出席を求めています。</p> <p>それでは議長からの諮問、例規等の改正についてを議題といたします。前回5月19日の議会運営委員会で敬弔規程、運営基準の条文を協議していただきました。本日は法令担当等に確認をさせていただいておりますので、敬弔規程の附則の部分ですね、20年うんぬんのところについて、事務局に確認をお願いいたしました。お手元の新旧対照表をご確認いただきたいと思います。</p> <p>それでは局長のほうから御説明をお願いします。</p>
佐藤事務局長	<p>前回、議運の中で附則の第2項、新旧対照表をご覧いただきたいのですが、このところどうなんだというお話ありました。それで文書法令係に確認をしたところ、この附則は削除ということで、改正案のとおり項を削る、第2項を取るということになります。前回第2条の1号2号3号とあった部分を整理した部分がこちら改正案の第2条「議員が死亡したときは、甲辞を呈し、生花を贈る。」と、このようなかたちに字句の、条全体を改めというかたちになります。</p> <p>次をめぐっていただきまして、こちらは運営基準のほうになります。こちら、前回ですね、文言等を御協議いただきました内容をまとめてあります。新旧対照表の改正案のほうですね、174の部分ですが、「退職した者にあつて、議長経験者または叙勲受章者(議員としての功労による受賞者に限る。)が逝去したときは、生花を贈る。」このように文章を改めるものです。それから3枚目ですね、OBの敬弔について、こちら運営基準を受けまして整理をしますと、本日全員協議会のほうで了承になれば生花、悔やみ5,000円といった整理になるといったかたちになります。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>

村松委員長	<p>附則の部分についてはですね、削除は問題ないということでございます。2条についてもそのとおり、条の整理ということでございます。ただ、局長ごめんなさい、174条2枚目の生花を贈る部分が、生花と悔やみという部分ですよね。</p>
佐藤事務局長	<p>運営基準は、そこは生花ですね。（「生花だけね」の声あり）そして、あとは3枚目のこれは内々の内規ですね。こちらの部分は悔やみもということですね。</p>
村松委員長	<p>正式には生花のみということで、（「そうですね」の声）あとは内規のほうで悔やみプラスということですね。</p> <p>では、皆さんに御協議をお願いいたします。この案について何かお話しありますでしょうか。</p> <p>吉田委員</p>
吉田委員	<p>これについての施行期日、これは議会にかけることはないから、皆さんがそこで納得すればまずそれでオーケーだから、例えば6月1日からしますよとか、いつからしますよと、このOBの敬甲の一番最後のやつは今日の日付ということだろうけど。日付を確認しておかないとうまくないんでない。</p>
村松委員長	<p>施行日ね。OBについては同日施行に伴いとなっているから本日なんだけどね、決まれば。決まった日に施行するということになるんだけど、我々の部分についてもそういうふうに読み替えてもいいのか、きちっとうたったほうがいいと思うんだけど。</p>
吉田委員	<p>案を出すときに、「いつからや」と必ず出るから。だから、議運としての案としてはこうだよということを委員長が確認しておかないと。</p>
村松委員長	<p>これは、いつ何どき起こるか分からないので、OBと同じように同日施行にしたほうがいいと思うんだけども。施行期日これは附則の中に明記しなきゃいけないのね。</p>
佐藤事務局長	<p>はい。期日を書く場合と公布の日から施行すると場合と、ただ事務手続き上、明日には公布できますので同日施行あるいは6月1日からとどちらでも構わないと思うんですが。</p>
吉田委員	<p>いいんでない、6月1日からということにしても。来期からするっていうわけではないんだから。</p>
村松委員長	<p>令和2年6月1日施行ということでよろしいですね皆さん。（「はい」の声あり）</p> <p>それでは、この改正案につきましては、施行日が公布の日ではなく令和2年6月1日からおこなうということによろしいですね。（「はい」の声あり）ありがとうございます。</p> <p>以上、今日の段取りとしましては、全協終わったあとの中で、最後にその他という中で、議長のほうから御提案させていただきます</p>

	<p>たいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。よろしいですか(「はい」の声あり)</p> <p>それでは、これにて閉会をさせていただきます。副委員長ごあいさつをお願いします。</p>
平吹副委員長	<p>はじめに委員長から話しもありましたが、コロナの第二感染が出つつあると、福岡のほう10人以上という。しばらくは十二分に注意しながら皆さんならないように……。本日はどうも御苦労さまでした。</p>
	<p>閉会 午後1時06分</p>

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月28日

議会運営委員会

委員長
